

医学教育研究センター教育用システム利用規約

平成 27 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この利用規約は、久留米大学（医学部医学科、医学部看護学科、大学院医学研究科及び医学部附属臨床検査専門学校を含む、以下「本学」という）の医学教育研究センター教育用システム及びその関連サービス（別添 1）（以下「CSME システム」という）の利用に関する必要な事項を定める。

(利用目的)

第 2 条 CSME システムの利用目的は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 学術研究に係わるもの
- (2) 学生教育に係わるもの
- (3) 事務業務に係わるもの
- (4) その他久留米大学医学部医学教育研究センター長（以下「センター長」という）が設定したもの

(システム管理主任者)

第 3 条 センター長は、CSME システムの管理業務を代行するためのシステム管理主任者（以下「主任者」という）を任命する。

2 主任者は、センター長に関わる業務の内、利用の中断、システムの更新及び改変について業務を代行できる。

(利用資格者)

第 4 条 CSME システムを利用できる者（以下「利用者」という）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本学の専任教員・専任職員
- (2) 本学の客員教員、研究員及び研究生
- (3) 本学の学生
- (4) 本学の非常勤教員・非常勤職員
- (5) その他センター長が許可した者

(利用申請)

第 5 条 CSME システムの利用者は、別添 2 に定める「利用登録申請書」をセンター長に提出しなければならない。

2 所属代表者又は講座代表者が一括して申請する場合には、別添 3 に登録者一覧を記入し申請を行う。

3 利用申請は WEB を経由した申し込みによっても可能とする。

(利用承認)

第6条 センター長は、前条の申請を適当と認めた者については、利用を承認する。

(利用申請事項の変更)

第7条 利用者は、利用申請事項に変更が生じた場合、遅滞なくセンター長へ届けなければならない。

(利用期間)

第8条 利用者の利用期間は、申請時の年度末までとする。

(利用の更新)

第9条 利用期間は、特に申請が無い限り自動的に継続される。ただし、利用停止の申請があった場合、または利用実績が12か月以上無い場合には利用を停止する。

(利用の責任)

第10条 利用者は、それぞれ利用に関する責任を負うものとする。

2 CSME システムの利用は、利用者の責任において行う。

3 利用者の端末・機器・ソフトウェアに発生した障害及び電子ファイルの損壊については、利用者がその責任を負う。

4 CSME システムへの障害及び情報漏洩やハッキングの恐れがあるコンピュータウイルス・ワーム等の不正プログラムに対する処置は、利用者がその責任を負う。

(禁止行為)

第11条 利用者は、CSME システムの利用において、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する又は恐れのある行為
- (2) 著作権の侵害又は恐れのある行為
- (3) 患者情報の公開
- (4) 他の利用者又は第三者の個人情報の公開
- (5) 他の利用者又は第三者への誹謗、中傷行為及び不利益を与える行為
- (6) 法令に違反又は恐れのある行為
- (7) CSME システムの運営を妨げる行為

(利用の取り消し)

第12条 センター長は、次の各号に該当する場合、利用承認を直ちに取消すことができる。

- (1) 前条の禁止行為に該当する行為を行ったとき
- (2) 「利用登録申請書」に虚偽の記載を行ったとき
- (3) 利用アカウントの貸借又はパスワードの第三者への開示を行ったとき
- (4) 利用目的と著しく相違する行為を行ったとき
- (5) 倫理（情報倫理・研究倫理）に反する行為を行ったとき
- (6) センター長が禁止した行為を行ったとき

(利用の中断)

第13条 センター長又は主任者は、次の各号に該当した場合、CSME システムの利用を中断することができる。

- (1) CSME システムの保守、更新、点検作業又は工事を行うとき
- (2) 停電や天災など不可抗力による事故が発生したとき
- (3) その他緊急を要する事態が発生したとき

2 センター長又は主任者は、前項の規定により利用を中断する場合は、緊急の場合を除き、あらかじめ CSME システム内の案内、又は電子メール等により利用者に通知する。

(システムの更新・改変)

第14条 センター長又は主任者は、次の各号に該当した場合、CSME システムの一部又は全部を利用者の承諾なしに改変又は改良することができる。

- (1) セキュリティ上の脆弱性が判明したとき
- (2) システムソースのアップデートが行われたとき
- (3) その他センター長がシステムの更新又は改変作業が必要と認めたとき

2 センター長又は主任者は、前項の規定によりシステムを更新又は改変した場合は、CSME システム内の案内、又は電子メール等により利用者に通知する。

(個人情報の取り扱い)

第15条 CSME システム上の個人情報については、次の各号の目的のために使用される。

- (1) CSME システムの運用を行うため
- (2) 学生の学修支援を行うため
- (3) 教員の授業・研究支援を行うため
- (4) 職員の業務支援を行うため
- (5) 教員及び職員の研修活動 (FD・SD 等) を行うため
- (6) 大学評価 (自己点検評価・第三者評価・認証評価等) のため
- (7) 本学の教育・管理・運営に関わる各種統計調査のため

2 学生の個人情報の取り扱いについては、本学の定める学生の個人情報の取り扱いに準ずる。

(免責事項)

第16条 医学教育研究センター、センター長、及び主任者は、CSME システムの利用において利用者に生じた損害または利用者が他の利用者及び第三者に与えた損害について、責任を負わない。

(利用における遵守事項)

第17条 利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) CSME システムの趣旨と利用規約
- (2) CSME システムから他のネットワークを経由する場合は、経由する全てのネットワークに関連する規則等

(経費)

第18条 利用者が、所定の利用目的で、CSME システムを利用する場合には、その経費を免除する。

2 CSME システムの利用に伴う経費のうち、接続に必要な経費及び学外施設に係るものは、その限りでない。

(業務の処理)

第19条 CSME システムの運用及び事務に係わる業務は、医学教育研究センター、医学部事務部（教務課、看護学科事務室、専門学校事務室）、及び附属図書館事務部医学図書課で処理する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、医学教育研究センター会議の議を経てセンター長が定める。

附 則

この内規は、平成27年7月1日より施行する。

平成29年10月1日よりこれまでの運用内規を利用規約とする。

この規約は、平成29年10月1日より施行する。

この規約は、令和2年4月24日より施行する。

別添 1

医学教育研究センターの教育用システム及びその関連サービスの一覧

- (1) Moodle (e-Learning / 電子シラバス)
- (2) Wordpress (HP / 情報公開)
- (3) NextCloud (ファイル共有)

令和 年 月 日

別添 2

医学教育研究センター教育用システム 利用登録申請書

医学教育研究センター長 殿

医学教育研究センター教育用システム（CSME システム）の利用規約に同意の上、
下記の通り利用の申請をします。

所属名： _____

所属長名： _____ (印)

利用者名： _____ (印) 教員 職員

利用者のメールアドレス： _____

※ 所属代表者が一括して申請する場合、申請者全員が利用規約に同意の上、別添 3 に登録者一覧を記入し申請をお願いします。

利用目的： Moodle (電子シラバス / e-Learning) _____

利用講義 (コース) 名： _____

(複数選択可) Wordpress (HP / 情報公開) NextCloud (ファイル共有) _____

その他： _____

公開範囲： 学内のみ 学内・学外双方

※ Moodle は学内・学外双方のみになります。

- 利用申請をもって、CSME システムの利用規約に同意したとみなします。
- **著作権**を侵害するものについては利用規約（第 1 1 条）によって CSME システム上での公開が禁止されています。
- 利用規約（第 1 6 条）により利用者がアップロードした電子ファイルに起因するいかなる問題についても医学教育研究センターは責任を負いません。
- Moodle の利用アカウント（及びパスワード）については、登録完了後にシステムから自動で申請のメールアドレス宛に配信されます。

以下、医学教育研究センター記入欄

令和 年 月 日

特記事項：

